［条を削る。］	（補職の特例） **第六十九条**　幕僚副長の職については、陸将補又は二等陸佐をもつて充てることができる。
［**第四章**　雑則］	［**第四章**　同上］
（雑則） **第七十六条**　この省令に定めるもののほか、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	（雑則） **第七十条**　この省令に定めるもののほか、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年三月二十七日から施行する。